

別記 2

労働者派遣に係る特記事項

(派遣労働者)

- 第 1 乙は、本契約に係る派遣業務を遂行するため、あらかじめ労働者派遣法第 35 条に定める事項を甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、派遣労働者が不相当と認められたときは、その事由を明示し乙に変更を求めることができる。

(管理台帳の作成)

- 第 2 甲は、労働者派遣法第 42 条第 1 項に規定する派遣先管理台帳（様式第 3 号）を作成しなければならない。また、甲は、労働者派遣法第 42 条第 3 項に定める事項を、乙に通知しなければならない。
- 2 乙は、労働者派遣法第 37 条第 1 項に規定する派遣元管理台帳を作成しなければならない。

(就業の確保)

- 第 3 乙は、甲と協力してこの派遣業務が円滑に遂行できるよう、派遣労働者に対し、適正な管理を行うものとする。
- 2 乙は、労働保険及び社会保険の適用手続きを適切に進め、労働保険及び社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、加入後、派遣を行うものとし、その経費負担は乙が負うものとする。ただし、新規に雇用する派遣労働者について派遣を行う場合であって、当該派遣開始後速やかに、乙の経費負担において、労働保険及び社会保険の加入手続きを行う場合はこの限りではない。
- 3 乙は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づき、派遣業務に支障のない範囲において派遣労働者に有給休暇を与えるものとし、その経費負担は乙が負うものとする。この場合、原則として甲へ事前に協議するものとする。
- 4 甲は、前項の規定により派遣労働者が有給休暇を取得する場合又は欠勤等で勤務を行うことができない場合には、乙に対して代理の派遣労働者の派遣を要請することができるものとする。また、代理の派遣労働者の契約金額等の諸条件は、本契約に準じるものとする。
- 5 甲は、この派遣業務の遂行に必要な施設、設備等を甲の業務に支障のない範囲において、派遣労働者に使用させることができる。

(派遣先責任者・派遣元責任者・苦情処理担当者・指揮命令者の選定)

- 第 4 甲及び乙は、それぞれ自己が雇用する労働者（法人の場合には役員を含む。）の中から「派遣先責任者」、「派遣元責任者」及び「苦情処理担当者」を選任し、甲乙協力して適正な派遣就業のための措置を講じなければならない。また甲は、自己の事業のために派遣労働者

を直接指揮命令・指導する「指揮命令者」を、自己の雇用する労働者の中から定めなければならない。

(指揮命令等)

第5 派遣労働者は、その派遣業務実施に当たり、甲が定めた指揮命令者の指示に従うものとする。

2 指揮命令者は、派遣労働者を仕様書に定める業務以外に従事させないよう留意し、派遣労働者が安全、正確かつ適切に業務を処理することができるよう、業務処理の方法、その他必要な事項を指揮命令・指導しなければならない。

3 乙は、派遣労働者に対し、甲の指揮命令等に従って業務を遂行するとともに、職場秩序及び規律の維持に努めるよう指導教育しなければならない。

(派遣労働者の変更等)

第6 派遣労働者が甲の指揮命令に従わない場合又は著しく業務に不適合と甲が判断した場合は、甲乙協議の上、乙は当該派遣労働者に対し是正を求めなければならない。

2 甲は、当該派遣労働者が前項の規定にも関わらず是正しないとき、又は是正される見込みがないと認めるときは、乙に対し書面により当該派遣労働者の変更を求めることができる。

3 乙は、前項の求めがあったときは、速やかに当該派遣労働者を変更しなければならない。

(報告等)

第7 乙は、派遣労働者が次に掲げる報告等を甲に対して行うよう指導を徹底しなければならない。

(1) 派遣労働者は毎就業終了後、就業記録書(様式第4号)に当該就業日の就業記録を記入し、その内容について派遣先責任者の確認を受けること。

(2) 派遣労働者は最終就業日の就業終了後、就業記録書の写しを甲に提出すること。

2 乙は、毎月就業記録書を取りまとめ、これを基本契約書第9条第1項に定める派遣業務完了報告書に添えて甲に報告するものとする。

(適正な就業環境の維持)

第8 甲は、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントその他のハラスメントの防止等に配慮しなければならない。

(業務上災害等)

第9 派遣就業に伴う派遣労働者の業務上災害については、乙が労働基準法に定める使用者の災害補償責任並びに労働者災害補償保険法に定める事業主の責任を負うものとする。

2 通勤災害については、乙の加入する労働者災害補償保険法により派遣労働者は給付を受けるものとする。